

苦前町子ども子育て条例 条文解説

前 文

次代を担う子どもたちは、一人一人かけがえのない存在であり、苦前町の「宝」であり、「未来への希望」です。

未来を築いていく子どもが、家庭や地域の深い愛情に包まれ育ち、夢や希望を抱きながら、社会の一員として、将来に向かって羽ばたいてほしいと願っています。

あらゆる可能性を秘めた子どもが健やかに成長するための環境をつくり、子どもの生きる力を育むための子ども子育て支援に取り組み、実現していくためにこの条例を制定します。

【解説】

子どもは「苦前町の宝」であり、かけがえのない存在であることを述べています。

すべての子どもが家庭や地域の愛情を受けながら、健やかに成長できることを願い、子ども子育て支援に取り組んでいくことを述べています。

(目的)

第1条 この条例は、次代の社会を担う子どもを安心して産み育てることができる環境を整え、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

【解説】

条例の目的について定めたものです。

ここでは、簡潔に「安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現」が目的であることを述べています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 満18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 地域住民 町内に居住する者若しくは勤務場所を有する者(第1号に規定する子どもを除く。)又は町内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- (4) 学校等 学校、児童福祉施設その他の教育又は保育を提供する施設で、子どもが通学、通所、入所又は利用するものをいう。
- (5) 事業者 町内で事業活動を行う全ての人や団体をいう。

【解説】

条例で用いる用語の定義について定めたものです。

(1) 子ども

児童福祉法や児童の権利に関する条約が満18歳未満を対象としていること、また満18歳以上の者に選挙権があることを踏まえ、この条例においては「満18歳未満」としています。

(2) 保護者

子どもに対し親権を行う父母や養親だけでなく、死別等により親権者がいない場合の未成年後見人のほか、子どもを実際に監護している里親や児童養護施設の長なども含まれます。

(3) 地域住民

地域住民を明らかにしています。町内に居住している個人(町民)だけでなく、町内に通勤、通学する個人、町内の事務所を有する事業者や地域団体に属する個人などをいいます。

「その他の団体」とは、自治会、子ども会、老人会などをいいます。

(4) 学校等

学校教育法に基づく各種施設(小学校、中学校、高等学校)、児童福祉法に基づく各種の施設(認定こども園、保育所、放課後児童クラブなど)、町内にある子どもが育ち、学ぶための施設をいいます。

(5) 事業者

個人、団体に関わらず町内で事業を営む事業者すべてをいいます。

(基本理念)

第3条 子ども子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとします。

- (1) 子どもの健やかな成長及び自立が図られること並びに子どもの権利が尊重されること。
- (2) 子育てについて第一義的責任を有している保護者が、真摯な気持ちで子どもと向き合い、愛情を持って子どもを育て、子どもの成長をともに喜び、実感できるように配慮すること。
- (3) 町、地域住民、学校等及び事業者は、協働で子ども子育て支援に取り組むこと。

【解説】

本条例の基本理念を定めたものです。

- (1) 子育て支援を進める上で重要なことは、何よりも健やかな成長と自立が図られることであり、そのためには子どもの人権が尊重されることが必要です。
子どもの権利とは、児童の権利に関する条約（日本は平成6年批准）に定められている「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利のことであり、誰もが生まれながらに有する基本的人権です。本条例では、この4つの子どもの権利を尊重することを基本とします。
- (2) 家庭は教育及び保育の原点であり、保護者は子育てについての第一義的な責任を有しています。保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、子育てに対する精神的、経済的な負担や不安、孤立感を軽減し、自信を持って子どもと向き合える環境を整えるとともに、子育てや子どもの成長に喜びを感じができるよう、環境を整えます。
- (3) 子育てを保護者や家庭だけではなく、町、地域住民、学校等、事業者と連携して、協働で取り組むことと定めています。

(町の役割)

第4条 町は、前条に定める基本理念に則り、子ども子育て支援に関する施策を推進するものとします。

2 町は、保護者、地域住民、学校等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるように必要な支援を行うとともに、相互の連携及び協働が図られるよう総合的な調整を行うものとします。

【解説】

ここでは、施策を推進していく上で、行政として町が果たすべき役割を定めています。

しかしながら、町単独でできることは限られているため、関係機関等との連携及び協働を進めながら、子ども子育て支援に関する施策を実施していくことが必要です。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの育成に責任を有することを自覚し、愛情を持って子育てを行い、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとします。

2 保護者は、子どもが社会の一員として必要な規範意識を身につけることができるよう努めるものとします。

【解説】

子どもの健やかな成長のため、それぞれの家庭において保護者自身の役割を定めたものです。

保護者は、子どもの養育と成長に関して、最も重要な責任を有していることを自覚し、責任をもって子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めることが期待されます。

家庭においては基本的な生活習慣から社会の一員として必要な規範まで身につけられるよう、愛情をもって育てていくよう努める必要があります。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、子どもの年齢及び発達に応じて、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 学校等は、保護者、地域住民、事業者その他の関係者相互間の連携及び協力の確保並びに促進に資するよう必要な配慮をするとともに、子どもが生きる力を身につけるような教育環境づくりに努める ものとします。

【解説】

子どもたちが家庭以外で最も多くの時間を過ごす場所である学校等において、学校等及びその関係者が担うべき役割を定めたものです。

子ども自身の主体的な育ちを支援するため、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導を行うことを定めています。

また、学校等は、相互に連携し、また保護者や地域住民や事業者とも協力し合いながら、子どもが自ら生きていく力を身につけられるような教育環境づくりに努める必要があります。

(地域住民の役割)

第7条 地域住民は、地域が子どもの社会性を育む場であり、子どもが多様な体験を通じ、学ぶ上で重要な役割を担っていることを認識し、子どもが安心して学び、遊ぶことができるよう努めるものとします。

【解説】

地域住民は、地域が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であり、家庭における子育てを補完する機能があることを認識することが必要です。

そのうえで、子どもを地域社会の一員として認め、見守りや声掛けを通じ、子どもが安全で安心して生活できる環境づくりに取り組むことを定めています。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、保護者が仕事と子育てを両立できるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、地域社会の一員として、町及び学校等と連携し、子どもに関する施策を支援し、協力するよう努めるものとします。

【解説】

事業者については、保護者が子育てしやすい環境を整備するために果たす役割と、地域社会の一員として担うべき役割の2つの視点が必要です。

具体的には、保護者が仕事と子育てを両立できるような職場環境を整備することや、地域などが行う子どものための活動に協力することなどが求められます。

(安全で安心な環境づくり)

第9条 町、保護者、地域住民、学校等及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故その他の子どもの健全な成長を阻害する危険等から保護するなど、子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境を整備するよう努めるものとします。

【解説】

子どもの安全を確保するため、子どもを守るために環境づくりについて定めたものです。

町は、警察等の機関と協力して、犯罪、交通事故その他子どもの健全な成長を阻害する危険等から子どもを保護するために、保護者、地域住民等が協力、連携して子どもを守る取組みが必要です。

また、社会・生活のあらゆる場面で情報化が進展するなか、近年特に重要性を増しているSNS等の安全な利用のための情報モラル（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）教育なども、今後ますます重要になります。

(いじめ及び虐待への対応)

第10条 町は、保護者、地域住民、学校等及び事業者と連携し、子どもに対するいじめ及び虐待を未然に防止し、および早期に発見するよう努めるものとします。

2 町は、いじめ及び虐待の事実があると思われるときは、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとします。

【解説】

いじめや虐待などは、最も深刻な子どもの権利侵害で、その心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えます。

まず、いじめ等の予防や早期発見に努めることを定めています。

また、いじめ等の対応については、関係機関が緊密に連携し、地域全体で対応や支援することが不可欠であります。

(子育て家庭への支援)

第11条 町は、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、子育て家庭に対して必要な支援を行うよう努めるものとします。

【解説】

育児不安やストレス解消のほか、子育て家庭の孤立化を防止し、保護者が大きな不安を抱えずに安心して子育てできるよう、子育てに関する情報提供や相談、子育て中の親同士の交流機会の確保など、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めます。

(教育及び保育の環境整備)

第12条 町は、学校等が子どもの生きる力を育むことができるよう、教育及び保育の環境の整備に努めるものとします。

【解説】

子どもが集団による生活や学習はもとより、様々な活動を通じて、環境変化が著しい社会の中で主体的に生きていくために、確かな学力、豊かな心、たくましい身体が調和した「生きる力」を身につけることができるようになることが、学校等の基本的な役割です。

このため、町は、学校等が子どもの発達段階に応じた生きる力を育むことができるよう、教育及び保育の環境整備に努めます。

(地域住民との交流の促進等)

第13条 町は、子どもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもと地域住民との交流の促進及び地域社会における体験学習の機会の充実に努めます。

(子どもが安心して過ごすことができる場所等)

第14条 町、保護者、地域住民及び学校等は、子どもが 安心して過ごすことができる場所及び子どもが自然と触れ合いその他の体験または年齢の異なる子どもとの交流を通じて豊かな人間性を育むことができる場所を設けるよう努めるものとします。

【解説】

近年、少子化や核家族化が進行し、地域コミュニティの希薄化や地域力の低下が懸念される中、子どもの遊びの変化なども相まって、子ども同士が地域で遊ぶ機会が少なくなっています。

このことは、友達関係の形成や子どもの自主性・社会性の発達、さらには規範意識の形成も影響を及ぼすものと考えられます。

このため、地域住民との交流活動等や子どもが安心して過ごすだけだけでなく、自然との触れ合いや遊びといった様々な体験や子ども同士の交流を行い、また成長していく場所として、豊かな人間性を育むことができる場の提供に努めることを表しています。